

【重要】「こども性暴力防止法」の施行に伴う学内・学外実習および公認心理師・臨床心理士受験資格等の取得に関する留意事項について(周知)

山梨英和大学・大学院

学生・大学院生の皆さんへ

(入学予定者・進学者への皆さんへ)

こどもたちの権利を著しく侵害する性暴力を絶対に防ぐという理念のもと、令和 6 年 6 月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)」が成立し、令和 8 年(2026 年)12 月 25 日に施行される予定です。

本法律の施行に伴い、公認心理師および臨床心理士の受験資格取得に関わる「心理実習(心理臨床センターでの学内実習、および施設での学外実習)」等の取扱い、ならびに資格取得への影響について、重要な変更と留意事項をお知らせいたします。

1. 法律の概要と実習における「特定性犯罪前科」の確認について

本法律では、こども(児童等)に教育、保育、各種サービス(相談・心理面接等を含む)を提供する事業者に対し、従事者の「特定性犯罪前科」の有無を確認することが義務付けられます。これに伴い、本学・大学院の学生が履修する以下の実習においても、実習計画の内容や実習先(学内・学外)の判断に基づき、実習前に性犯罪前科の有無の確認(犯罪事実確認)を求められる可能性があります。

- ・ 学内実習: 本学心理臨床センター等における、こどもを対象とした心理相談・陪席等の業務
- ・ 学外実習: 学校、児童養護施設、障害児通所施設等での実習

2. 特定性犯罪前科がある場合の措置(実習の不可)

犯罪事実確認の手続、あるいは事前の申告によって「特定性犯罪前科」があることが確認された場合、法律に基づく再犯防止措置として、学内・学外を問わず、こども(児童等)と接する形での実習を行うことは一切できません。

3. 受験資格の取得への重大な影響について

本学および大学院において、公認心理師・臨床心理士の受験資格を取得するためには、定められた「心理実習(学内・学外)」のすべての履修および修了が必須要件となっています。特定性犯罪前科がある等の理由により、こどもと接する実習を行うことができない場合は、以下の重大な影響が生じます。

- 公認心理師および臨床心理士の受験資格要件を満たすことができなくなります。
- 大学院においては「心理実習」が修了要件であるため、大学院の修了ができなくなります。

※なお、実習が行えない場合であっても、大学学部の卒業自体ができなくなることはありません。

4. 今後の本学・大学院の対応について

国の方針に基づき、入学前(進学前)や実習前の適切な時期に、本法律に関する「同意書」および「特定性犯罪前科がないことの誓約書」の提出を求める手続きを順次進めていく予定です。また、在校生への具体的な対応の更なる詳細については、国からの追加通知を踏まえ、改めて周知いたします。

心理職としての資格取得や将来の進路に直結する極めて重要な法律となりますので、対象となる学生・大学院生の皆さんは内容を正しく理解し、今後の学内からの案内に十分留意してください。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

山梨英和大学・大学院

教務部 TEL:055-223-6027

E-mail: academic-affairs@yamanashi-eiwa.ac.jp